

第2部 「ローマ字文の書き方」解説

「ローマ字文の書き方」解説

義務教育の期間中に、いわゆるローマ字教育が採り入れられたのは、昭和22年4月からであった。さきごろ学習指導要領が改定され、昭和36年度からローマ字教育は必修となった。

これまで、ローマ字文の学習指導におけるローマ字文の書き方(つづり方・わかち書き・符号の使い方)の基準とされていたものは、昭和22年2月に文部省から発表された「ローマ字文の書き方」であった。

これまでの「教科用図書検定基準」で「ローマ字文の書き方」は一つのよりどころとはなっていたが、必ずしも、それ以外の書き方を認めないというわけではなかったため、実際にローマ字文の学習指導(教科書を含む。)において用いられていたローマ字文の書き方は、細かくみれば、いくとおりかが行なわれていた。

ところで、その後、つづり方については、その単一化が実施され、また、前述のように、学習指導要領が改定されたのに伴って、新しく「教科用図書検定基準」が定められた。しかし、のちに述べるように、わかち書きに関するきまりは特に定められていない。このようにして、ローマ字文の学習指導において用いられるローマ字文の書き方は、一面においては単一化され、一面においては自由となったのである。

そこで、以下、指導上の参考として、「ローマ字文の書き方」を引用しつつ、その後の移り変わりを述べ、必要に応じて、あわせて解説を加えていくこととした。

注1: 「ローマ字文の書き方」から引用した部分は、わくで囲んである。

注2: 引用にあたって、用字は、原文との同一性をそこねないかぎり、現行

「ローマ字文の書き方」解説

の用字法に改めた。

注3: 解説の便宜上、引用文であることも示すわくの外に、つづり方・わかち書きのしかた・符号の使い方ごとに、たとえば〔I〕のように番号をつけ、また、必要に応じ、わく内の文にも(例1)のように番号をつけてある。

§1 つづり方

〔I〕

1 直音									
a	i	u	e	o					
ア	イ(キ)	ウ	エ(エ)	オ(ヲ)					
ka	ki	ku	ke	ko	ga	gi	gu	ge	go
カ	キ	ク	ケ	コ	ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
sa	si	su	se	so	za	zi	zu	ze	zo
サ	シ	ス	セ	ソ	ザ	ジ(ヂ)	ズ(ヅ)	ゼ	ゾ
ta	ti	tu	te	to	da			de	do
タ	チ	ツ	テ	ト	ダ			デ	ド
na	ni	nu	ne	no					
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ					
ha	hi	hu	he	ho	ba	bi	bu	be	bo
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	バ	ビ	ブ	ベ	ボ
ma	mi	mu	me	mo	pa	pi	pu	pe	po
マ	ミ	ム	メ	モ	パ	ピ	プ	ペ	ポ
ya		yu		yo					
ヤ		ユ		ヨ					
ra	ri	ru	re	ro					
ラ	リ	ル	レ	ロ					
wa									
ワ									

「キ」「エ」は、現代かなづかいの実施以来、現代口語文を書く場合には使われないが、「ヲ」は、現代かなづかいにおいても、助詞として、また、「ヂ」

第2部 「ローマ字文の書き方」解説

「ヅ」は、いわゆる連濁・連呼の場合に用いられている。しかし、ローマ字で、語や文を書く場合に、書き表わされているかな文字の各音節ごとに、上に掲げたつづり方の表に従って翻字すればよいとはかぎらない。

ローマ字による語・文の書き表わし方と、現代かなづかいによる語・文の書き表わし方とは、ともに、それぞれ独自の体系に基づいて定まっているので、それぞれにその体系に従って書き表わすことが必要である。このことについては、「ローマ字文の書き方」においても、よう音・長音・つまる音・その他について、以下順次触れているが、次のように、助詞の書き表わし方も、現代かなづかいと、ローマ字とで異なっている。

○「じ・ち、ず・づ」の書き表わし方

じしん (地震) zisin
ちぢむ (縮む) tizimu
はなぢ (鼻血) hanazi

ずが (図画) zuga
つづく (続く) tuzuku
みかづき (三日月) mikazuki

○助詞の書き表わし方

いぬがおをふる。(犬が尾を振る。)

Inu ga o o huru.

それはわになっている。(それは輪になっている。)

Sore wa wa ni natte iru.

にわにはいない。(庭にはいない。)

Niwa niwa inai.

「ローマ字文の書き方」解説

つりばりへえをつける。(つり針へえをつける。)

Turibari e e o tukeru.

〔II〕

2 よう音 (拗音)					
kya	kyu	kyo	gya	gyu	gyo
キャ	キュ	キョ	ギャ	ギュ	ギョ
sya	syu	syo	zya	zyu	ryo
シャ	シュ	ショ	ジャ(ヂャ)	ジュ(ヂュ)	ジョ(ヂョ)
tya	tyu	tyo			
チャ	チュ	チョ			
nya	nyu	nyo			
ニャ	ニュ	ニョ			
hya	hyu	hyo	hya	hyu	hyo
ヒャ	ヒュ	ヒョ	ビャ	ビュ	ビョ
mya	myu	myo	pya	pyu	pyo
ミャ	ミュ	ミョ	ピャ	ピュ	ピョ
rya	ryu	ryo			
リャ	リュ	リョ			

よう音は、現代かなづかいでは、ヤ、ユ、ヨを右下に小さく書くが、ローマ字では、直音を示すつづり字の間に、yをはさんで書くことになっている。したがって、たとえば、「キャ」を「kiya」と、「ミュ」を「miyu」などと書くのは誤りである。

さきに〔I〕において述べた「じ・ち、ず・づ」および、助詞の書き表わし方とともに、よう音の書き表わし方も、指導の初期において、じゅうぶんに徹底させることが望ましい。

第2部 「ローマ字文の書き方」解説

〔III〕

〔備考1〕 以上は、現代語で標準的と認められる音を、ローマ字で書き表わす場合と、かなで書き表わす場合とを対応して示したものである。

以上、〔I〕〔II〕に掲げられたつづり方は、昭和12年9月21日、内閣訓令第3号で公布されたつづり方と、実質的には同じもので、一般には、「訓令式」と呼ばれているものであり、また、これは、昭和29年12月9日、内閣告示第1号「ローマ字のつづり方」の「第1表」に掲げられているつづり方とも実質的に同じものである。

〔IV〕

〔備考2〕 次のようなつづり方も必要に応じて習わせる。

shi (シ), chi (チ), tsu (ツ), fu (フ), ji (ジ, チ),
 sha (シャ), shu (シュ), sho (ショ), cha (チャ), chu (チュ)
 cho (チョ), ja (ジャ, チャ) ju (ジュ, チュ), jo (ジョ, チョ),
 di (ヂ), du (ヅ) dya (ヂャ), dyu (ヂュ), dyo (ヂョ),
 wo (ヲ, 助詞「を」にかぎる。), kwa (クヾ), gwa (グヾ)

ここに掲げられたつづり方は、いわゆる、「標準式(ヘボン式)」, および、「日本式」と呼ばれているつづり方である。このうち、「shi」から「jo」までが標準式(ヘボン式)つづり方で、「di」から「gwa」までが日本式つづり方である。もっとも、そのすべてではなく、各音節のつづり方のうち、訓令式(すなわち、〔I〕〔II〕に掲げられているつづり方。)と同じつづり方のものは省略してある。つまり、直音・よう音の各音節のうち、ここに掲げ

られていない音節のつづり方は、標準式(ヘボン式)・日本式においても、訓令式と全く同じである。またここに掲げたつづり方は、昭和29年12月9日、内閣告示第1号「ローマ字のつづり方」の「第2表」に掲げられているつづり方と実質的に同じものである。

なお、訓令式(すなわち、「第1表」)のつづり方にしてもそうであるが、標準式、あるいは、日本式(すなわち、「第2表」)のつづり方によって、語・文を書く場合には、それぞれの方式によって、約束・習慣が定まっている。そこで、単に音節のつづりだけを、順次変えて並べても、語・文が正しく書き表わされるとはかぎらない。しかし、小学校においては、第2表によるものは、必要に応じて読めればよい程度であるから、指導に際しては、すべて教科書に従って書けばよいと思われるので、細かい点については、解説を省略する。

ここで、学習指導において用いられるローマ字のつづり方について簡単に述べてみよう。

ローマ字教育の発足にあたって、教科書は昭和23年から文部省著作のものが用いられ、同一内容のものが、訓令式、および、標準式のつづり方によって編集・発行された。ついで、検定教科書が使われるようになってから、同一内容のものが、訓令式、および、標準式、あるいは、日本式、および、標準式のつづり方によって発行され、各学校において、3式のうちから自由に採択することができるようになった。そして、どの式によるとしても、他の2式についての知識もあわせて得させるようになっていた。その後、同一内容のものをふたとおりのつづり方によって編集・発行しなくてもよいことになった。

ついで、昭和28年3月12日、国語審議会から、「ローマ字つづり方の単一化について」が建議され、同年8月31日付け、文初初第568号

第2部 「ローマ字文の書き方」解説

をもって、関係方面に「小中学校のローマ字学習について」(通達)が発せられ、昭和30年度から、「第1表」をよりどころとし、「第2表」についての知識もあわせて学習させることとなった。さらに、このびの学習指導要領の改定に伴い、検定規準の内規において、ローマ字のつづり方は、小学校においては、「特別の必要のないかぎり、昭和29年12月9日内閣告示第1号の『第1表』(そえがきを含む。)による。」とされ、中学校・高等学校においては、「昭和29年12月9日内閣告示第1号の『第1表』(そえがきを含む。)による。ただし、外国語教科書その他において、特に必要のある場合は同じく『第2表』によることができる。」とされた。

なお、内閣告示第1号は次のとおりである。

内閣告示第一号

(原文は「ローマ字のつづり方」
以下以外は縦書き)

国語を書き表わすに用いるローマ字のつづり方を次のように定める。

昭和二十九年十二月九日

内閣総理大臣 吉田 茂

ローマ字のつづり方

ま え が き

- 1 一般に国語を書き表わす場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。
- 2 国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によつてもさしつかえない。
- 3 前二項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する。

「ローマ字文の書き方」解説

第1表 [()は重出を示す。]

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

第2表

sha	shi	shu	sho
		tsu	
cha	chi	chu	cho
		fu	
ja	ji	ju	jo
di	du	dya	dya
kwa			
gwa			
			wo

そ え が き

前表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 はねる音「ン」はすべて n と書く。
- 2 はねる音を表わす n と次にくる母音字または y とを切り離す必要がある場合には、n の次に ` を入れる。
- 3 つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。
- 4 長音は母音字の上に ^ をつけて表わす。なお、大文字の場合は母音字を並べてもよい。
- 5 特殊音の書き表わし方は自由とする。
- 6 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

[V]

〔備考 3〕 特殊な音の書き表わし方については自由とする。

自由とはいうものの、全くの自由ではなく、やはり、従来からの習慣的な書き表わし方がほぼ定まっている。これらは外来語や外国の地名・人名また、方言やくずれた言い方を書く場合などに使われる場合が多い。第1表のつづり方による場合、特殊音はだいたい次のように書き表わされるのが普通である。

	ye (イエ)	
kwa (クワ)		
s'i (スイ)	sye (シェ)	
t'i (テイ) t'u (トゥ)	tye (チエ)	
twa (ツア)	twe (ツエ)	two (ツオ)
{ hwa (ファ) } { fa	{ hwi (フィ) } { fi	{ hwe (フェ) } { fe
		{ hwo (フォ) } { fo

	wi (ウィ)	we (ウェ)	wo (ウォ)
gwa (グワ)			
		zye (ジェ)	
	di (ディ)	du (ドゥ)	
va (ヴァ)	vi (ヴィ)	vu (ヴ)	ve (ヴェ) vo (ヴォ)

[VI]

3 いわゆる長母音は、その文字の上にやまがた [^] をつけて表わすか、または母音字を重ねて表わす。ただし、「ていねい」「命令」などの「エイ」は ei とする。

obâsan	おばあさん	nêsan	ねえさん
Tôkyô	東京	ryôri	料理
kûki	空気	tyûi	注意
ôki i, ookii	大きい	tiisai	小さい
teinei	ていねい	meirei	命令

[^] をつけるか、母音字を重ねて表わすとあるが、[^] をつけるのが一般的であり、母音字を重ねるのは、表題などで、また、地名・人名、あるいは、物品名などを大文字ばかりで書く場合、あるいは、文の初めや固有名詞など、語頭を大文字で書く場合に使われる。しかしこれらの場合にも [^] をつけて表わしていることも多い。なお、「ア・ウ・エ・オ」の長音には [^] をつけるが、「イ」の長音だけは、習慣的に「ii」で表わし、「i^ˆ」、または、「i^ˆ」はほとんど行なわれていない。

なお、「第2表」のつづり方のうち、標準式のつづり方による場合は、[^] でなく、「ぼう [˘]」をつけるのが普通である。

〔VII〕

4 はねる音は、すべて n で表わす。

sannin	三人	sinbun	新聞
denpō	電報	kantoku	監督
tenki	天気		

これも、標準式をつづり方による場合には、原則として n で表わすが、はねる音「ン」が b, m, p の前にくる場合には、次に示すように、m で表わすのが普通である。

shimbun [sinbun] 新聞

temmongaku [tenmongaku] 天文学

pompu [ponpu] ポンプ

(上の例の〔〕内は、第1表のつづり方による書き方である。)

〔VIII〕

〔注意〕 はねる音を表わす n の次にすぐに母音字または y が続く場合には、n のあとに切るしるし「'」を入れる。

gen'in 原因 kin'yōbi 金曜日

切るしるしを入れなければ、genin は「ゲンイン」と、kinyōbi は「キニョウビ」と読むことになる。「単位」などは、必ず「tan'i」と書かなければ、「谷」(tani)と読まれることになる。音を切るしるしとしては、教科書ではだいたい「'」が使われているが、社会一般では、「つなぎ」[-]を使って、「gen-in」, 「kin-yōbi」のように書かれていることもある。

〔IX〕

5 つまる音は、次にくる子音字を重ねて表わす。

Nippon	日本	gakkō	学校
kitte	切手	zasshi	雑誌
ossyaru	おっしゃる	syuppatu	出発
tyotto	ちょっと		

ただし次のような場合はアポストロフ「'」を使って示す。

“A'” to sakebu. 「あつ」と叫ぶ。

つまる音の次による音がくる場合には、次のように、よう音を表わす最初の子音字を重ねて表わす。

issyō 一生 hattyaku 発着

tekkyō 鉄橋 happyō 発表

なお、標準式では、だいたいにおいて、次にくる子音字を重ねて表わすが、「sh」、および「ts」の前では、「sh」、「ts」を重ねずに、「s」、「t」だけを重ねて表わし、「ch」の前では、「ch」、または「c」を重ねず、「t」を用いて表わす。

ossharu [ossyaru] おっしゃる

yottsu [yottu] 四つ

matchi [matti] マッチ

hatchaku [hattyaku] 発着

(上の例の〔〕内は、第1表のつづり方による書き方である。)

アポストロフを使って示す場合には、引用例のほか、次のような場合もある。

Inu no na wa “Poti” 'te iu no da.

いぬの名はポチっていうのだ。

[X]

6 文の最初の単語や固有名詞やその他必要のある場合には、その語頭に大文字を用いる。

Kyô wa kin'yôbi desu.

きょうは金曜日です。

Tôkyô 東京

Huzisan

富士山

この表わし方が最も一般的であるが、第1表のつづり方による場合、文中の普通名詞も、その語頭を大文字で書く書き方もある。また、第2表のうち、日本式のつづり方による場合には、次の例に示したように、文中の普通名詞の語頭も必ず大文字で書くことが習慣となっている。

Kireina Midu no nagarete iru Kawa ga atta.

きれいな水の流れている川があった。

Tugi wa Syakwaikwa no Zikan desu.

次は社会科の時間です。

[XI]

〔付記1〕 外来語は国語音のつづり方に従って書く。

inki インキ naihu ナイフ

tabako たばこ ranpu ランプ

要するに、原語のつづり字や発音にこだわらずに書けばよいのである。

[XII]

〔付記2〕 外国語(地名・人名を含む。)のローマ字つづりは、原則として原語に従って書く。ただし日本語ふう呼びならわした地名・人名は外来語なみに扱う。

原語に従って書いただけでは、児童に読めないおそれがあるから、次に示すように、() 内に日本語ふうの読みを入れるとか、まず、日本語ふうに書き、() 内に原語のつづりを示すとかの方法が行なわれている。なお、原語のつづりはイタリック体などが使われる。しかし、原語のつづりを全く省略してある場合も多い。

Röntgen (Rentyen)
 Rentyen (Röntgen)
 Rentyen

} レンチェン



100009500

初等教育研究資料 第24集
小学校ローマ字指導資料



MEJ 2819

昭和35年6月25日 印刷

昭和35年7月1日 発行

著作権所 文 部 省

発行者 東京都千代田区神田神保町2の10
教育出版株式会社
代表者 小坂佐久馬

印刷者 東京都新宿区市ヶ谷加賀町1の12
大日本印刷株式会社
代表者 北島 織 衛

発 行 所 東京都千代田区神田神保町2の10
教育出版株式会社
電話 東京(331)代表0191 振替東京107340

定価 130円